

静岡市農業委員会告示第15号

下記農地は農地法第32条第1項第1号に該当する農地であるので、同条第3項の規定に基づき公示する。

令和2年11月17日

静岡市農業委員会会長 西ヶ谷 量太郎



1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第32条第1項の該当号	農地の所有者等の情報
静岡市駿河区国吉田字丸段坪1802番	畑	403	所有権	1号	亡 酒井 久雄 子は相続放棄
静岡市駿河区池田字大段坪2038番2	畑	677	所有権	1号	亡 酒井 久雄 子は相続放棄
静岡市駿河区池田字大段坪2562番1	畑	373	所有権	1号	亡 酒井 久雄 子は相続放棄
静岡市駿河区池田字段越坪2474番	畑	340	所有権	1号	亡 酒井 久雄 子は相続放棄
静岡市駿河区池田字段越坪2476番	畑	522	所有権	1号	亡 酒井 久雄 子は相続放棄
静岡市駿河区池田字大段坪2525番2	畑	327	所有権	1号	亡 酒井 久雄 子は相続放棄

2 この公示は、農地法第32条第1項第1号に該当する上記農地について同条第2項及び第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は上記農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記農地の所有者等は、この公示の日から起算して6月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

- 4 また、この公示があった日から起算して6月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について市長の裁定により利用権の設定が行われることがある。